

◎海外法律情報◎

ドイツ

「原子力法」
改正への動き

一六年ぶりの大改正へ

一九五九年二月二三日に公布され、翌六〇年一月一日より施行されている「核エネルギーの平和利用およびその危険の防護に関する法律」(通称「原子力法」)の改正法案が、「連邦環境・自然保護・原子炉安全省」(BMU)の手によりまとめられた。

現行「原子力法」(AtG)は、これまで部分改正を含め、五回の改正が行われており、今回は六回目の改正となる予定である。これまでの主な改正は、一九七六年一〇月の使用済み燃料に関する改正と、一九八五年八月の原子力損害賠償責任に関する改正であった。

今回の法改正に向けての準備作業は、一九八九年一月頃から始められ、専門家からなる委員会での審議、調査報告書の作成、ドイツ原子力法シンポジウム(一九九一年六月)での議論、さらにはBMU省

内での法案検討、各種調整などを経て、改正法案にまとめられた。今回の改正の狙いは、現行「原子力法」を時代に即したものに改めることにより、環境法との調和をはかること、法的安定性を高めること、政党間の原子力に関するコンセンサスを推進すること、さらには、中・東欧諸国の原子力法の模範とすることなどにあると言われる。

BMU相のクラウス・テプファーは、改正法案が一九九三年内に成立することを期待しているが、一九九四年一二月に連邦議会選挙が予定されていることや、州レベルでの反原発の動き、さらには、最大野党SPD(社会民主党)が、連邦参議院で過半数を占めていることなどから見て、一九九三年内の成立を危ぶむ声は強い。

改正法案の行方は、SPDの対応いかんにかかっているが、SPDは、一九八六年八月のニールンベルクでの党大会において、「今後一〇年以内にすべての原発を廃止する」との姿勢を打ち出した。現在も、この脱原発という基本姿勢は崩していない。地方レベルでは、「原子力法の改正など必要ない。われわれにとって必要なのは、原子力廃止法である」(ヘッセン州の環境相・フィッシャー)との声も強い。一方、電力会社を含む原子力産業界は、エネルギー政策や原子力政策に関するコンセンサスができていない現状で、原子力法を改正する意

味はあまりない、との立場を取っている。業界としては、むしろ、改正法案をめぐる論争が、原子力産業界に対する投資に悪影響を及ぼすことのほうを心配している。

主な改正点

①現行「原子力法」一条(法律の目的)1は、「原子力の平和目的での研究、開発および利用を推進すること」と規定しているが、改正法案では、この「振興目的」が削除されている。それは、ドイツにおける原子力の平和利用は、既にその振興を強調する必要がないほど高い水準に到達しているとの判断に立つもので、平和利用の必要性が今回大きく変化した結果ではないという。

②使用済み燃料の取扱いについて、現行法(九一条(1))は、科学技術的、経済的にみて不合理でない限り再処理をしないで済むとされている。改正法案では、使用済み燃料の「再処理」と同列の選択肢として、「直接最終貯蔵」をあげている。この点は、今回の改正法案の大きなポイントとなっているが、電力会社などは、最終貯蔵施設が完成していない現状では、再処理以外の選択肢は事実上ないに等しいとの見方をしている。ところで、使用済み燃料の直接貯蔵は、再処理よりもコスト面では安くなると言われているが、これは、海外の再処理業者にも影響を与えかねないため、この改正は、ドイツ国内のみならず、国際的にも

波紋を広げそうである。

③現行の原子力法七条には、原子力施設の設置、運転等の許可に関する規定が盛り込まれているが、ここにもいくつかの改正点が認められる。まず、原子力施設の許可対象が、施設の中心施設ばかりでなく、冷却塔などの付属施設にまで広げられたこと。さらには、原子力施設の廃止に伴う解体義務(これまでは、安全な封込でも良かった)が、放射能を帯びた施設部分などに導入された。

④原子力施設での事故に関わる損害補填準備額については、現行の最高限度額五億マルクが、大幅に引き上げられる。

⑤このほか、一〇年ごとの定期的安全審査、放射性廃棄物の中間貯蔵に関する許可が、保管許可(六条)から施設許可へと変更されたこと、現在BMUが管理責任を持つ放射性廃棄物の最終貯蔵施設の民営化、原子力施設の運転許可年限の短縮、原子力法一八条(損失補償)に定められている国の補償義務の削除(一条の「振興目的」削除に対応して取られる措置)なども盛り込まれた。

この改正法案が可決されると、原発の施設所持者にとっては、様々な面で費用負担が増えることから(初期投資だけでも一〜二割程度増えるものとみられる)、ドイツにおける原子力発電のコスト増は避けられず、原発を取り巻く環境は一層厳しくなりそうである。